「臨時宿泊登記」に関する注意喚起

<u>~中国再入国後は,速やかに最寄りの</u> <u>派出所等で「臨時宿泊登記」を</u> 行ってください。~

中華人民共和国出境入境管理法第39条第2項の規定により、「<u>外国人がホテル等の宿泊施設以外のその他の住所に居住或いは宿泊する場合</u>,投宿・入居開始から24時間以内に本人或いは宿主がその地域を管轄する公安機関にて、登記手続をしなければならない。」とされています。また、同法第76条第1項第6号において、「同法第39条第2項に規定された登記手続を行わなかった場合は、警告を与え、2千元以下の罰金を科すことができる。」と規定されています。

当館における「在留証明」の申請の際は、「<mark>臨時宿泊登記書」を根拠に現在(必要な場合は過去)の住所等を窓口で確認する必要があります。ご出張等で中国国外に出国され、中国にお戻りになられた際は、その都度最寄りの公安局派出所にて「臨時宿泊登記」を行ってください。</mark>

また、上海市では、電子申請が可能になりました(上海市出入境管理局 HP 〈https://gaj. sh. gov. cn/crj/default. jsp〉)。登記方法、必要書類は地域によって異なりますので、詳細は最寄りの公安機関にお問い合わせください。

在留証明(現在中国に在留していることの証明)に必要な書類 (※全て原本が必要です。電子届の場合はデータ)

- ① 【必須】本人であることが確認できる文書(旅券等)
- ② 【必須】住所を立証できる公的文書(最新の臨時宿泊登記書)
- ③ 【必要に応じ】過去の臨時宿泊登記書、申請人名義の賃貸契約書等
- ④ 申請書兼証明書様式(当館窓口または当館 HP にて入手可)

【注'】「最新の臨時宿泊登記書」とは,中国への最終入国日以降に発給されたものです。

【注²】証明書に「住所を定めた年月日」の記載が必要な場合、その年月日を立証する必要があります。その際は、最新の臨時宿泊登記書や外国人就業証に記載されている入境日や発行日に加え、申請者名義の賃貸契約書や過去の臨時宿泊登記書(住所を定めた時に取得したもの)を用いることも可能ですので、必要に応じて関連資料をご持参ください。ただし、賃貸契約書のみでは、住所を立証できる文書にはなりません。